慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	災害復興と地方「創生」：解題
Sub Title	
Author	小嶋, 華津子(Kojima, Kazuko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.11 (2015. 11) ,p.69- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：平成二七年度慶應法学会シンポジウム 災害復興と地方「創生」
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20151128-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事：平成二七年度慶應法学会シンポジウム

災害復興と地方「創生」

解　題

法学部准教授　小嶋華津子

平成二七年度春季慶應法学会は、「災害復興と地方『創生』」というテーマの下、六月二七日（土）、東日本国際大学（福島県いわき市）にて行われた。

日本の存続と発展をかけた課題として「地方創生」の必要が謳われて久しい。しかし、そのための有効な処方箋は、依然として見いだせないままである。昨年五月には、東日本大震災を機に設置された有識者組織「日本創生会議」により、二〇四〇年に全国八九六の市区町村が人口減少により消滅の危機に瀕するとの見通しが発表され、国民の間にも危機意識が醸成された。果たして国が推し進める「地方創生」は、日本の未来を救うことができるのか。「地方創生」の制約要因はどこにあるのか。東日本大震災のみならず原子力発電所事故により二重の被災地となった福島は、地方の将来を模索する上で何らかの良き／悪しきモデルになりうるのではないか。本シンポジウムは、法律・政治各方面の専門家および実務家が、福島という地で、地方の現実に即した意見を発信し、交換する場として、多くの会員の関心を惹きつけた。また、いわき三田会の全面的な協力を得て、一般への公開というかたちで開

催されたため、二〇〇人収容の会場がほぼ埋まるほどの盛況ぶりであった。

シンポジウムは二部構成で行われた。まず、片山善博・慶應義塾大学法学部教授より、「災害復興と地方『創生』」というタイトルで講演をいただいた。未曾有の大震災に際し「異次元」的対応が求められるなか、政府による予算編成は遅れ、予算執行には多くの逸脱が見られた。片山教授は迅速かつ効果的な対応がとられなかった経緯を振り返り、大震災という危機に直面してもなお「ミッション」の共有がなされない政治の現状を糾弾した。片山教授いわく、こうした問題の根源は、「平時」にこそある。「地方創生」のためには、地元のアドバンテージを活かした経済建設への長期的な取組みが不可欠である。しかしながら中央官僚組織は、予算執行の年度主義にとらわれ、短期的・表面的効果ばかりを追い求める。こうした「平時」の構造的問題を克服してはじめて、危機への対応が可能になるのである。鳥取県知事、さらには総務大臣としての経験に基づく片山教授の講演は、一言一言が非常に重く、説得力に満ちたものであった。

片山教授の講演に続き、三名のパネリストが加わり、パネル・ディスカッションが行われた。はじめに、工藤敏隆・慶應義塾大学法学部准教授より、民事訴訟法の専門家としての立場から、原子力発電所事故の損害賠償に関わる問題提起がなされた。低線量被曝・精神的被害・コミュニティの崩壊など目に見えない損害をどのように測定し、賠償の公平性を担保するか。可動性・柔軟性と公平性をいかにして両立させるか――原子力損害賠償紛争解決（ＡＤＲ）センターは多くの課題に直面している。工藤准教授のコメントは、原子力発電所事故が、コミュニティや個人のレベルに深刻な亀裂を生んだ事実を再認識させるものであった。

続いて石崎芳行・東京電力福島復興本社代表（慶應義塾大学法学部卒）より発言があった。石崎氏の発言は、東京電力と地元の人々との間に長年にわたり築かれてきた信頼関係が、今次原子力発電所の事故により失われたことに対する真摯な反省に貫かれたものであった。雇用・産業・エネルギー・安全・環境を統合的に考えた場合に、地方と企業の間にはいかなる関係が望まれるのかという問いが投げかけられた。

福迫昌之・東日本国際大学副学長（慶應義塾大学商学部卒）は、地方の視点から、福島の復興を論じ、行

動されてきた社会学者である。その福迫教授より改めて語られたのは、科学の無力さ、さらには国がしかるべきリーダーシップを発揮することの必要性であった。震災後の福島の状況を、「震災前から存在していた問題が、震災により噴出した」ものと認識し、「異次元」に対応しつつ「平時」の改革の重要性を訴える福迫教授の見解は、片山教授の講演とも重なり合い、非常に印象深かった。

その後に展開された四人のパネリストによる議論は、国と地方自治体、自治体と住民、住民間の関係、官僚機構・議会・司法・企業・メディアの関係に及んだ。復興・「創生」を阻む問題は、重層的・多元的構造をなしている。ミッションを共有せずに、各々が自己保身・自己利益を優先させる結果として、浪費がかさみ、広域的・包括的再建が難しくなる。個別の利益を超えて、人口流動を踏まえた地域横断的なグランド・デザインを描いていかねばならない。

司会者として強く感じたことは、地方の復興・「創生」を考えることとはすなわち、日本全体の福祉や民主のあり方を問うことにほかならないということであった。日本の政治に深く根ざした問題を克服するにはどうしたらよいのか。国民一人一人の関わりが問われているのだと感じた。

今回のシンポジウム開催にあたっては、福迫教授が、実行委員長兼パネリストとしてご尽力くださった。末筆ながら心よりお礼を申し上げたい。